

埼玉県報

第 2 6 0 9 号 平成26年7月8日 火 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(利根地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 平成26年度埼玉県家畜商講習会(畜産安全課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 志木都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- ○県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県道練馬川口線の区域変更(さいたま県土整備事務所)
- 県道練馬川口線の供用開始(さいたま県土整備事務所)
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 土地収用法第45条の2の規定による収用の裁決手続開始の決定の公告(収用委員会事務局)

埼玉県告示第九百七十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款 申請書を受理 の 変更の におい 日 した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

| 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本市観光協会

三 代表者の氏名

女江 洋

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市西高尾一丁目二百四十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、 北本市の観光によるまちづくりを推進することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十四号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す ょ ij

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センター 及び翌事業年度 /www.saitamaken-npo.net/)) なお、 当該申請 の事業計画書及び活動予算書を、 に係る変更後の定款並 により縦覧に供する。 びに当該定款 申請書 の 『を受理』 変更の におい した日 日 の属 て備え置く方 から二月間、 す る事業年度

平成二十六年七月八日

埼玉県知 事 上 田 清 司

申請 の あっ た年月日

平成二十六年六月三十日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人狭山市の 高 龄 社会を考える会

Ξ 者の氏名

昭吾

兀 主たる事務所 の所 在地

|県狭山市大字南入曽千四十八番地の四十

五 定款に記載された目的

るための施策を提言し て生活するために、どの この法人は、 本格的な少子高齢 的確な推進を図ることにより心豊かな地域社会に寄与す ような社会として 化社会、 いくかにつ 高度情報社会を健康で生きがい いて考え、それ を具体化す をもっ

ることを目的とする。

埼玉県告示第九百七十五号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書 『を受理』 変更の におい 日 した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望

三 代表者の氏名

尾上 清數

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市御幸町三番十二 三百二号エクセルシオー ル所沢

五 定款に記載された目的

貧困の撲滅と地域社会の格差是正に資することを目的とする。 この法人は、多重債務被害の根絶及び被害者の生活再建のため の諸活動を行い、

埼玉県告示第九百七十六号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

aitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 にインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステー 活部共助社会づ なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 くり課及び埼玉県利根地域振興セ 申請書を受理した日から二月間、 ンター に お ション (http://www.s いて備え置く方法並び 県民生

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハローハンディキャップ・タイク

三 代表者の氏名

若林 敬子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市下清久六百八十六 三

五 定款に記載された目的

介護者、 会づくりを目的とします。 があっ この法人は、久喜市とその周辺の障がい児・者が、孤立することなく地域の またボランティアなど、 ても平等で安心して住むことのできるノー 多く の 人と出会い、 マライゼー その生活を充実させ、 ションの地域社 障 が

埼玉県告示第九百七十七号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十六年七月八日

埼玉県知事。 上田 清、司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なのはな

三 代表者の氏名

宮越 裕子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市武蔵野二千五百二十番地

五 定款に記載された目的

生活を豊かで安全に、 々 を尊重した放課後児童クラブ運営事業を行い、 この法人は、 特別支援学校に通う児童・生徒等に対し、 そして地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 障害児童・生徒等とその家族 障害児童・生徒等の個 の

埼玉県告示第九百七十八号

出さ 定 款 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れ の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次 たので、 同条第五項におい て準用する同法第十条第二項 の の規定により公告す とお り申請 語書が提 ょ ıΣ

法並びにインター 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興セ /www.saitamaken-npo.net/) び翌事業年度 ぉੑ 当 該 申 請 の事業計画書及び活動予算書を、 ネッ に係る変更後 トを利用する方法(埼玉県NP $\overline{}$ により縦覧に供する。 の 定款並 びに当該定款 申請書 0 の ンター を受理 変更の 情報ステー に U 日 おい た日 の属 シ ョ て備え か す 入(http:/ ら二月間、 る事業年 置く方

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年七月二日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィンター・ローズ

三 代表者の氏名

千野 清子

四 主たる事務所の所在地

|県熊谷市村岡三百 九十九番地五 ダ 1 アパ レ ス IJ バ 1 7 熊谷 八百三

五 定款に記載された目的

るもの 三者)として個 平等な社会、 を目的とします。 財産管理などの成年後見を含む) τ この 分法人は、 けるよう見守り、 を除く)に耳を傾け、 文化 々の 現代社会に 芸術に根ざした健康で幸福な地域社会の発展に寄与すること 話題(ただし、 また必要な場合は、 おい 家庭 7 10 心 を行い、 社会と 政治・宗教、 の孤立を感じ の調和 行政や医 あらゆる る方々 性的 に向 療機関と け 人間差別を認 • 暴力的 た の相談相手(ヒン 協力 1 • を 公 自ら め 序良俗に反 て 中 な 立 ١١ の 平和 力 で 的 な第 探 す

埼玉県告示第九百七十九号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

埼玉県NPO情報ステー 活部共助社会づくり課にお に供する。 なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 ション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧 ١١ て備え置く方法及び 申請書を受理し インター ネッ た日から二月間、 トを利用する方法(県民生

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉成年後見支援センタ

三 代表者の氏名

藤原欽彌

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目十八番一号メゾン・ ラ・ テー

五 定款に記載された目的

する支援、 ることを目的とする。 この法人は、 相談を行うことにより、 成年後見制度の任意後見、 地域の高齢者や障害者の福祉の増進に寄与す 法定後見等の 後見事務及びこれ らに 関

埼玉県告示第九百八十号

で、 いて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第九百八十一号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホー ム蓮田店

埼玉県蓮田市大字閏戸四千百九 外

変更の概要

大規模小売店舗に お ١١ て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 八 時から午後九時三十分

(変更後)午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場ナンバー 午前七時三十分から午後九時五十分

(変更後) 駐車場ナンバー 午前六時から午後九時五十分

八 変更年月日

平成二十六年七月十六日

= 届出年月日

平成二十六年六月十八日

縦覧期間

平成二十六年七月八日から平成二十六年十一月八日まで

Ξ 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・ サー ビス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

兀 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定によ ij 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対 し、 意見書の提出により、 これを述べ ることができる。

1 意見書提出期間

平成二十六年七月 八日から平成二十六年十一 月八日まで

意見書提出先

埼玉県告示第九百八十二号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二の規定により、 家畜商講 習

会を次のとおり開催する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知 事 上 田 清 司

開催日時

平成二十六年九月三日 (水)及び九月四日 (木

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

開催場所

埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地

埼玉県農林総合研究センター 研修・ 資料展示館一 階会議室

Ξ 講習の内容

1 家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

八 家畜の悪癖、 機能障害及び疾病 六時間

受講手続

1 提出書類

平成二十六年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

提出先

П

県内に住所を有する者は、 その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出する

なお、 郵送の場合は簡易書留によることとし、 ¬ 家畜商講習会受講申込書在

県内に住所を有しない

者は、

埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

と朱書すること。

八 受付期間

平成二十六年七月三十日(水)から八月二十日(水)まで

郵送の場合は、 平成二十六年八月二十日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その

受講票は、 埼玉県農林部畜産安全課及び各家畜保健衛生所において配布する。

詳細につ いては、 埼玉県農林部畜産安全課(電話〇四八-八三〇-四一九

三)に問い合わせること。

埼玉県告示第九百八十三号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

鴻巣市

一作業種類

公共測量(座標補正に伴う点検測量及び三・四級基準点測量及び出来形確認測

量)

三 作業地域

鴻巣市原馬室・滝馬室土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十六年六月二十四日から平成二十七年三月十三日まで

埼玉県告示第九百八十四号

ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

久喜市

作業種類

公共測量 (出来形確認測量)

 \equiv 作業地域

久喜市北部

作業期間

兀

平成二十六年七月七日から平成二十七年三月二十七日まで

埼玉県告示第九百八十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、 都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

志木都市計画道路三・四・三中央通停車場線

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

志木市本町六丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、 志木市都市整備部

都市計画課、新座市都市整備部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十六年七月八日から平成二十六年七月二十二日まで

埼玉県告示第九百八十六号

十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四

平成二十六年七月八日

を認可したので、次のとおり告示する。

埼玉県知事 上 田 清

司

一施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

口雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第九百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクール バス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成 26年埼玉県告示第689号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又は B等級に格付けされた者であること。
- ③ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 普川 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁本庁舎 2 階121会議室 平成26年 8 月19日 (火)午後 1 時30分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成26年8月 18日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記 3 (1)の提出場所に平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年8月1日(金)午後5時までに、上記3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summarv

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Hanawa Hoki'ichi School for the Visually Impaired and Ageo School for Children with Special Needs
- (2) Time-limit for tender: 1:30 p.m., August 19, 2014(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 18, 2014)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第九百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成 26年埼玉県告示第689号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 普川 電話048-830-6885(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁本庁舎 2 階121会議室 平成26年 8 月19日 (火)午後 2 時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成26年8月 18日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記 3 (1)の提出場所に平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

10 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Kumagaya School for Children with Special Needs
- (2) Time-limit for tender: 2:00 p.m., August 19, 2014(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 18, 2014)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第九百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成26年埼玉県告示第689号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 普川 電話048-830-6885(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁本庁舎 2 階121会議室 平成26年 8 月19日 (火)午後 2 時30分

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成26年8月 18日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記 3 (1)の提出場所に平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

10 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Omiyakita School for Children with Special Needs
- (2) Time-limit for tender: 2:30 p.m., August 19, 2014(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 18, 2014)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第九百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成26年埼玉県告示第689号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 普川 電話048-830-6885(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁本庁舎 2 階121会議室 平成26年 8 月19日 (火)午後 3 時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成26年8月 18日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 上記 3 (1)の提出場所に平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

10 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Koshigayanishi School for Children with Special Needs
- (2) Time-limit for tender: 3:00 p.m., August 19, 2014(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 18, 2014)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県告示第九百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十六年七月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成 26年埼玉県告示第689号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

(7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 普川 電話048-830-6885(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県庁本庁舎2階121会議室 平成26年8月19日(火)午後3時30分

⑷ 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成26年8月 18日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成26年8月1日(金)午後5時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 ② に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年 8 月 1 日 (金)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

10 その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Tokorozawaozora School for Children with Special Needs
- (2) Time-limit for tender: 3:30 p.m., August 19, 2014(tender submitted by mail:5:00 p.m., August 18, 2014)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 \mathcal{O}

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県さいたま県土整備事務所におその関係図面は、平成二十六年七月八日 から三十日 間 埼 玉県県土整備 部道路 環境

V て一 般の 縦覧に供する。

平成二十六年七月八日

埼玉県さい たま県土整備事務所長 田 学

三 道路の区域

路 線 練馬 Ш

口線

道路の

種類

県道

新	旧	旧 新 別
先		区間
	一四・七四 〜一四・八一	敷地の幅員
三五・一九		(メートル) 長
		備考

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

課及び埼玉県さいたま県土整備事務所においその関係図面は、平成二十六年七月八日か 日から三十日間 埼玉県県土整備 部道路環境

て一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 田 学

練 馬 川 口 線	路 線 名
戸田市本町四丁目二一一八番一地先	供用開始の区間
平成二十六年七月八日	供用開始の期日
した区間の供用開始。土整備事務務所長告示第四号で区域変更 平成二十六年七月八日付け、さいたま県	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十六年七月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十六年七月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

熊谷小川秩父線	路線名
一番一地先まで一地先から同郡同村大字皆谷字皆谷二三番秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷二三番	供用開始の区間
平成二十六年七月八日	供用開始の期日
延長八〇・五八メートル。 平成二十年十月三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告 予定区域の一部供用開始である。	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年六月十七日

指令川建セ第二四 一一七二号

一 検査済証番号

平成二十六年七月四日

川建セ第二六 四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地三三一 番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島一五五三番地 ブリッサB 兀

好田友香理

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十六年五月二十二日

指令川建セ第二五 七三一号

一 検査済証番号

平成二十六年七月四日

川建セ第二六 三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東ノ谷七四番ー

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二八二番地 ファミー ルヴィ ラカニ山二 六

鐘ヶ江俊博 鐘ヶ江美奈子

埼玉県収用委員会告示第五号

平成二十六年六月二十六日、土地収用法第四十五条の二の規定により、 次のとお

り収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十六年七月八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

事件番号

埼玉県収用委員会平成二十六年度第一号

二 起業者の名称及び住所

川越市 代表者 川越市長 川 合 善 明

埼玉県川越市元町一丁目三番地一

三 事業の種類

川越都市計画道路事業三・四・十一号市内循環線

兀 裁決手続開始の決定をした土地の所在、 地番、 地目及び面積

土地の所在 埼玉県川越市脇田町

地 番 三十二番二

地 目 登記簿 宅地

現 況 宅地

面 積 登記簿 四百五十二・八九平方メート

実 測 四百七十四・七〇平方メート

裁決手続開始の決定をした土地の面積 百六十三・二三平方メー

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名矢島正子

住 所 埼玉県川越市脇田町三十二番地二

氏 名 矢 島 賢 司

住 所 埼玉県川越市脇田町三十二番地二

氏名矢島剛

住 所 埼玉県川越市脇田町三十二番地二

六 土地に関し て権利を有する関係 人の氏名、 住所及び 権利の種類

氏 名 大和ギャランティ株式会社

代表取締役 平 野 秀 樹

住 所 大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

権利の種類 抵当権

権利の種類

住

所